

東浦町立石浜西小学校

いじめ防止基本方針



平成26年4月 施行
令和2年4月 改訂

東浦町立石浜西小学校

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

① 基本理念について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを教職員が抱え込まず、組織として一貫した対応をするための対策を行う。いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童や保護者に安心感を与えると共に、いじめの未然防止や加害児童への支援につながる。

また、本校の教育目標・経営方針に基づいて、「ちがいを認め、共に助け合える児童の育成を図る」という重点努力目標を設定するとともに、あわせて「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の三点をあげる。

ア いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実

イ いじめの防止等に関する取組の強化

ウ 重大事態発生時の迅速な対応

② 学校及び職員の責務について

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者および地域の方との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

③ いじめの定義について

いじめとは、児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいじめとする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。また、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、苦痛を表現できなかつたり、いじめをしていることに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努め、見極めることが大切である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

加えて、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまった場合、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、状況

に応じて見守るなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、この場合においても、いじめ対策委員会への報告は必要である。

2 いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実

① 組織について

ア いじめ防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

イ 構成員について

生活指導主任を主務者として、校長以下、教員の全員が出席する。また、必要に応じてスクールカウンセラーや関係職員が出席する。

ウ 開催時期について

年に3回開催する。いじめ事案発生時は緊急に開催する。

② 主な活動について

ア いじめの未然防止に関すること。(校内研修、授業改善)

イ いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談)

ウ いじめ事案に対する対応(事実関係の把握のための対応指示、いじめであるか否かの判断)に関すること。(保護者、地域との連携、警察との連携)

エ P D C Aに関すること。(日程・会議の開催時期・取組の見直し)

オ 学校評価の評価項目に位置づけ、いじめ防止の取組の改善を図る。

カ いじめ防止基本方針をホームページに掲載したり、児童、保護者、関係機関に説明したりする。

③ 年間計画について

以下のように計画を立てて、具体的な取組を行う。(別紙参照)

3 いじめ防止等に関する取組の強化

① 未然防止の方策について

ア 「どの子も分かる」、「対話を重視した」授業づくりの推進

イ 豊かな心の育成を目指した体験活動や異学年ペア活動の充実

ウ 児童の心をつかむ学級・学年・学校の「居場所づくり」の実践

エ インターネットや携帯電話等の正しい利用とマナーの理解を深めるための情報モラル教育の推進

オ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

カ 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

② 早期発見・早期対応について

ア いじめ調査等

児童の小さなサインを見逃さず、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査および情報交換を次のとおり実施する。

- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査
年2回（6月・11月）
- ・日常の観察による把握
随時
- ・児童の様子の情報交換
随時（毎職員会議後）

また、アンケート調査や個人面談において、児童自らがSOSを発信することや、いじめの状況を教職員に報告した場合、必ず学校組織として迅速に対応することを徹底する。

イ 外部機関等との連携

いじめを早期に発見するために、以下の情報交換会を開催する。

- ・児童クラブ・民生児童委員との連絡会
年2回（5月・11月）

ウ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・心の教室相談員の活用

③ いじめへの対策について

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。（特定の教職員で問題を抱え込まない。）

イ いじめがあると判断した場合は、被害児童のケアや支援、加害児童の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで責任をもって対応する。

ウ 保護者の協力、スクールカウンセラー、警察・児童相談所・教育委員会等の関係機関との連携のもとで取り組む。（生徒指導推進協議会、東浦町いじめ問題対策連絡協議会、東浦町現職教育生徒指導部会、学校運営協議会、民生児童委員との懇談）

エ インターネットやSNSを通じて行われるいじめに効果的に対処できるように、必要に応じて警察や法務局等とも連携する。また、このような事案が起こらないように、情報モラル教育の充実を図る。

4 重大事態発生時の迅速な対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、以下の対応を迅速にとる。

ア 重大事態が発生した旨を、東浦町教育委員会に速やかに報告する。

イ 東浦町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を学校または東浦町に設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- ① 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- ② いじめに関する項目を盛り込んだ取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

③ 年間計画について

学期	「いじめ・不登校対策委員会」の取組	その他の取組
1 学 期	<p>【4月】いじめ防止基本方針等の確認を行う。</p> <p>【6月】第1回委員会 情報交換をもとに児童の実態を把握する。</p> <p>【7月】 1学期の取組の反省と夏季休業中の研修会の内容、 および2学期以降の取組について検討する。</p>	<p>【4月】子どもの見取りの方法の確認</p> <p>【5月】児童クラブ・児童民生委員との連絡会 学校評議委員会</p>
2 学 期	<p>【9月】夏季休業中の情報について、把握をする。</p> <p>【11月】第2回委員会 情報交換をもとに児童の実態を把握する。 2学期の取組の反省と冬季休業中の研修会の内容、 および3学期以降の取組について検討する。</p>	<p>【11月】児童クラブ・児童民生委員との連絡会</p> <p>【12月】学校評議委員会・学校評価の実施</p>
3 学 期	<p>【2月】第3回委員会 情報交換をもとに児童の実態を把握する。 1年間の取組の反省と次年度の取組について検討する。</p>	<p>【2月】学校評価の結果公表</p>

※毎職員会議後に、担任による情報交換会を行っています。